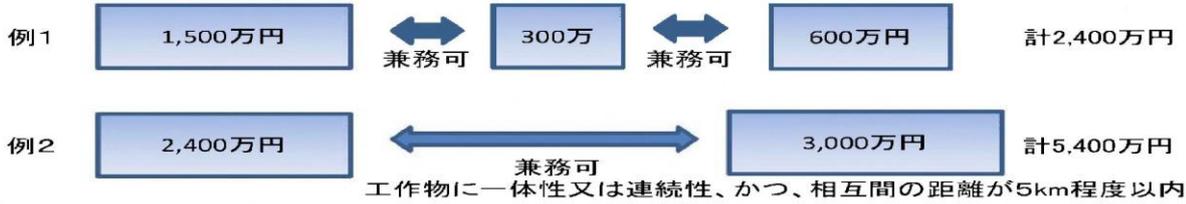


# 西郷村現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準の運用事例

## 改正前

☆従来どおり工事件数が合計3件以内まで、かつ、請負金額が合計2,500万円未満であれば兼務可能。  
 この他、請負金額の合計が2,500万円を超えても、工作物に一体性又は連続性が認められる工事※で、かつ、相互間の距離が概ね5km程度以内の場所である場合は2件以内の工事に限り請負金額に制限無く兼務可能となる。



## 改正

## 改正後

(令和4年5月1日～)

☆例1 先行工事の契約金額及び兼務しようとする工事の一方の契約金額(予定価格)が3,500万円以上(土木工事の場合)で、工作物に一体性又は連続性が認められる工事※で、かつ相互間の距離が概ね10km程度以内の場所である場合は2件以内の工事に限り兼務可能。ただし、発注機関が同一で現場間の最短経路がおおむね100m以内の場合は2件以上の兼務可能。

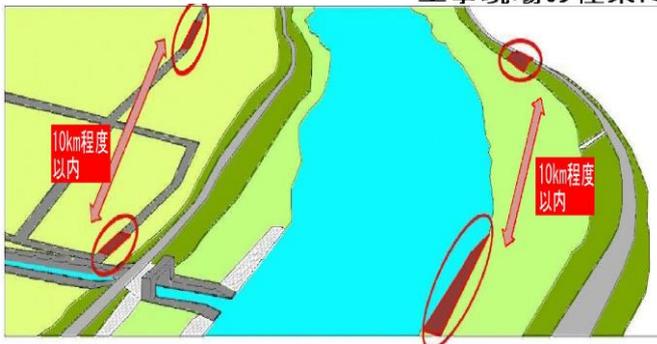
☆例2 先行工事の契約金額及び兼務しようとする工事の双方の契約金額(予定価格)が3,500万円未満(土木工事の場合)で、発注者が支障がないものと認める場合は、2件まで兼務が可能。

☆例3 先行工事の契約金額及び兼務しようとする工事現場がいずれも村内であり、契約金額(予定価格)が合計3,500万円未満(土木工事の場合)であれば、3件まで兼務可能。



### ※工作物に一体性又は連続性が認められる工事とは

→ 「一定の面的なつながりを有する区域での工事」  
 工事の相互の間隔が10km程度以内でも道路が寸断されているなどで工事現場の往来に時間を要してはならない。



※連続性が認められる工事の事例

- 例1 河川工事において同一河川にある橋梁下部工事
- 例2 道路改良工事において同一路線にある舗装工事 など



両方の工事に常駐義務が発生する場合には、認められません。

【西郷村財政課管財契約係】

※監理技術者は対象外ですのでご注意ください。